

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

豊頃町長 様

（申請者）

住 所

氏 名

電 話 番 号

年度 豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付申請書

次のとおり事業を実施したいので、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及び事業概要

2 補助事業に要する経費の配分

総事業費 (a) + (b) + (c) + (d)	町補助経費	町補助金 (a)	自己資金 (b)	その他 (c)	その他 支出金 (d)

3 補助事業の完了予定年月日

4 収支予算書

5 添付書類

- ・ 事業計画書（様式自由）
- ・ 誓約書及び同意書
- ・ 機器名称、型式のわかる参考資料

別記様式第 1 号 添付書類①

豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金

実施計画書

事業区分	
氏名	
事業内容	
事業費	円
内訳	
設置場所	豊頃町
施工計画	別紙 施行図面のとおり
備考	

別記様式第 1 号 添付書類②

交付申請に関する誓約書及び同意書

私は、「豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金（以下「補助金」という。）」交付を申請するにあたり、次の内容について、誓約及び同意します。

この誓約及び同意に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1 申告事項

(1) 町税及び使用料の滞納をしていません。

(2) 補助金により取得する財産は、減価償却資産の耐用年数期間内の処分に制約があることを理解し、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行うことはありません。

2 その他この申請に関して

(1) 申請内容は事実に相違なく、申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に応じます。

(2) 交付決定通知書を受領する前に設置又は納品がされた場合には、補助金の対象とならないことを了承しています。（省エネ家電買換え支援事業を除く）

(3) 町長から必要な情報の報告や立入調査、アンケートなどの求めがあった場合は、これに応じます。

(4) 補助金により導入する設備等について、必要な費用や導入によるメリット及びデメリット、機器の取り扱いや管理方法、保証内容等について、施工業者等から説明を受け、納得の上で申請することとし、トラブルが生じた場合でも、豊頃町に対して責任を求めることはいたしません。

(5) 交付決定後に申請内容に変更が生じた場合は、速やかに町長に報告することを了承しています。

3 情報閲覧及び情報提供に関して

(1) 必要に応じて、町長からの要求に対し、税務申告状況や住民票や許可等の確認等と申請状況について情報を関係課で共有することに同意します。

豊 頃 町 長 様

年 月 日

(申請者)

(自署又は記名押印)

〒

住 所

氏 名

別記様式第3号（第7条関係）

委 任 状

年 月 日

豊頃町長 様

委任者（申請者）

住 所

氏 名

私は、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金について、次の者を代理人と定め、以下の事項に関する権限を委任します。

受任者（代理人）

住 所

氏 名

連絡先

（電 話）

（メール）

（委任事項）

- 1 交付申請書の提出及び補正手続
- 2 変更交付申請書の提出及び補正手続
- 3 実績報告書の提出及び補正手続

第 号
年 月 日

様

豊頃町長

年度豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、上記事業について、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき次のとおり交付することを決定したので通知します。

- 1 交付決定事業
- 2 交付決定金額
- 3 補助条件

- (1) 補助金の交付対象となる事業、その内容及び各項目の補助対象事業費の内訳については、年 月 日付で申請があった上記交付申請書に記載のとおりとする。
- (2) その他必要な事項については、豊頃町補助金交付規則及び豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱に定めるところによるものとする。
- (3) 豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱第10条に基づく実績報告については、事業完了日から起算して30日を経過した日又は、補助金交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出すること。

別記様式第6号（第9条関係）

年 月 日

豊頃町長 様

（申請者）

住 所

氏 名

電 話 番 号

年度豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記事業について、
豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり計画を変更したいので申請します。

1 変更の理由

2 補助事業に要する経費の配分

	総事業費 (a) + (b) + (c) + (d)	町補助経費				その他
			町補助金 (a)	自己資金 (b)	その他 (c)	支出金 (d)
変更前						
変更後						

3 補助事業の完了予定年月日

4 収支予算書

別記様式第7号（第10条関係）

年 月 日

豊頃町長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電 話 番 号

年度 豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付実績報告書
年 月 日付け 第 号をもって交付の決定を受けた上記事業は、
年 月 日完了したので豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱第1
0条の規定に基づき報告します。

1 事業概要

2 補助事業に要する経費の配分

総事業費 (a) + (b) + (c) + (d)	町補助経費	町補助金 (a)	自己資金 (b)	その他 (c)	その他 支出金 (d)

4 収支決算書

5 添付書類

図面、竣工（完成）写真等、支払いを証明する書類（領収書等）、自動車検査証の
写し（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車補助に限る）

6 補助金振込口座

振込先口座	金融機関名	銀行・信金・農協・漁協			支店
	口座種別	普通・当座	口座番号		
	フリガナ				
	口座名義人				

年度豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付金確定通知書

年 月 日

様

豊頃町長

年 月 日付けで実績報告書の提出のあった事業については、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり補助金額を確定します。

記

1 交付決定事業

2 確定額

円

3 注意事項

補助対象事業の完了後は、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱に定める以下の事項を遵守してください。取得した財産を適正に管理しない場合は、補助金額の一部又は全部の返還を求める場合があります。

- ・取得した財産は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ・取得した財産は、耐用年数期間内の処分に制限があり、町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。
- ・当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた日に属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
- ・町長の求めに応じて、財産の保有、管理状況等の報告を行い、又は検査に協力する。

別記様式第9号（第13条関係）

財産処分承認申請書

年 月 日

豊頃町長 様

氏名

年 月 日付け 第 号で額の通知を受けた豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金について、次のとおり財産を処分したいので承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

（1） 財産の名称

（2） 処分の方法

（使用、譲渡、交換、貸付け、担保の提供又は取壊し（破棄を含む）の別を記載すること）

（3） 金額

（4） 処分の予定年月日

（5） 理由

別記様式第 10 号（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

豊頃町長

財産処分（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで承認申請のあった豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金について、豊頃町ゼロカーボン推進加速化事業補助金交付要綱第 13 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり（承認・不承認）したので通知します。

記

1 処分を承認する財産及び処分の方法

- （1） 財産の名称
- （2） 処分の方法

（不承認の理由）